

施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項について(案)

(1) 関係者の役割分担、連携協力

(計画の実施に当たり国の果たすべき役割)

教育振興基本計画を実効あるものとするため、政府は、関係府省間の緊密な連携を図りながら、計画に掲げられた施策を着実に実施することが必要。あわせて、教育行政と、児童福祉や職業能力開発などの関係分野の行政との連携・協力の推進に努めることが必要。

教育振興基本計画に基づき国が施策を推進するに当たっては、各分野において多様な主体によって行われている様々な活動にも十分に目を配り、それらが一層促進されるよう配慮することが重要。国は、地方公共団体や教育関係事業者、NPO等の民間団体の活動との連携を図るとともに、これら団体への適切な支援に取り組むことが必要。

(地方公共団体に期待される役割)

教育の振興に関し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが必要。

改正教育基本法には、国の教育振興基本計画のみならず、地方公共団体において、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努める旨規定。

これまでも、多くの地方公共団体において教育に関する計画が策定されるなど、教育の振興のための施策が進められているところ。今後、各地方公共団体においては、国の教育振興基本計画を参考にしながら、当該地方公共団体の教育を振興するための基本的な計画の在り方について改めて考慮した上で、それぞれの実情に照らし、当該地方公共団体に必要な教育施策を推進するための基本的な計画の策定に努めることが必要。

今後、地方分権が更に進むことが見込まれる中で、地域づくりの基本となるのは「人づくり」であり、これからの時代の地域を支え、興すのは、その地域の人々の「知」の力。国として「教育立国」を目指すのと同様、地方公共団体にも、教育を何よりも大切にすると立場から、その地域ならではの充実した教育の実現に向けた取組を期待。

(2) 教育に対する公財政支出の充実

この項については、計画に盛り込む具体的な数値目標等に関する今後の議論等も踏まえ更に検討

(3) 的確な情報発信と国民の意見等の把握・反映

教育振興基本計画の推進に当たっては、施策の立案や実施に当たってのプロセスの透明性を確保するとともに、幅広い国民の参画を得て施策を推進することが重要。

政府は、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、公聴の機会の充実等により、国民の意見等の把握・反映に努めることが必要。

(4) 進捗状況の点検及び計画の見直し

教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠。

関係府省は、毎年度、自らの施策について、適切な指標等も用いつつ点検を実施。中央教育審議会は、関係府省の行った自主的な点検結果に基づき計画の進捗状況について点検を行った上で、必要に応じ、計画の見直し等も含め、文部科学大臣に対して意見を具申。

文部科学省は、具申された内容に基づき、必要に応じ、関係府省とも連携しつつ、所要の措置を講ずる。

計画の年度ごとの進捗状況等については、広く国民に情報提供することが必要。

今回の教育振興基本計画は、政府が5年間に取り組むべき具体的方策について示すものであることから、原則として、5年ごとに見直しを行い、中央教育審議会の意見を聴いて次期計画を策定することが必要。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中において見直しを行うことも認められるべき。